

公 告

令和4年5月25日

航空自衛隊府中基地司令



航空自衛隊府中基地において、納涼盆踊り当日（令和4年8月30日）に限り、売店等を設置及び経営を行う業者について、下記のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置業種及び店舗数

飲食物及びグッズ販売：合計 25 店舗（基準）

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により納涼祭の中止及び飲食物、グッズ販売が中止となる場合が有ります。それに伴い生じる一切の損害について航空自衛隊府中基地は責任を負いかねます。

4 国有財産使用料

売店の設置に係る土地使用料については、面積に応じた国有財産使用料を支払うものとする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付するものとする。

5 募集要項の配布（募集方法等）

(1) 配布場所等

航空自衛隊府中基地ホームページから募集要項及び申請書類等はダウンロードできます。また、航空自衛隊府中基地航空気象群基地業務隊業務小队厚生班窓口（0900～1600）でも、書類の直接配布及び問い合わせを受け付けます。

(2) 応募申請書締切日

令和 4 年 6 月 7 日（火）1600 必着

6 その他

細部の内容については、募集要項及び仕様書による。

7 本記載事項への照会先

航空自衛隊府中基地 航空気象群基地業務隊 業務小队
厚生班売店担当に照会のこと。

TEL：（042）362-2971（内線 4452、4453）

FAX：（042）365-1517

※土、日を除く、0900～1600 の間（ただし、1300～1400 を除く。）